

広島県告示第三百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号		令和元年広島県告示第九百三十六号	
所在地		広島県広島市安芸区上瀬野町、同市安芸区瀬野町、同市安芸区瀬野南町、同市安芸区瀬野二丁目及び同市安芸区瀬野南一丁目地内	
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
瀬野二丁目（四七五九一―一）	急傾斜地の崩壊	瀬野二丁目（四七五九一―一）	急傾斜地の崩壊
本谷原（四七八一）	急傾斜地の崩壊	本谷原（四七八一）	急傾斜地の崩壊
瀬野南一丁目（五五二）	急傾斜地の崩壊	瀬野南一丁目（五五二）	急傾斜地の崩壊
上瀬野町（三四七―二）	急傾斜地の崩壊	上瀬野町（三四七―二）	急傾斜地の崩壊
下立石（三五九）	急傾斜地の崩壊	下立石（三五九）	急傾斜地の崩壊
下河内（六一三二）	急傾斜地の崩壊	下河内（六一三二）	急傾斜地の崩壊
道林（六一三三）	急傾斜地の崩壊	道林（六一三三）	急傾斜地の崩壊
瀬野町（六一七八）	急傾斜地の崩壊	瀬野町（六一七八）	急傾斜地の崩壊
瀬野町（一一〇）	急傾斜地の崩壊	瀬野町（一一〇）	急傾斜地の崩壊
上瀬野町上瀬野清水（四五〇―一）	急傾斜地の崩壊	上瀬野町上瀬野清水（四五〇―一）	急傾斜地の崩壊

ひよき川 (八三)

土石流

ひよき川 (八三)

土石流